



## 4 素案の概要

### (1) 基本目標

第8期計画から引き続き、「ポジティブ エイジング」としました。

### (2) 主な取組

#### ア 活き活きと暮らせる地域づくり

データに基づく高齢者ごとの健康課題に着目した支援、高齢者と地域活動等とのマッチング支援、高齢者の社会参加に対するインセンティブ付与を新たに行います。

#### イ 施設・住まいの整備

特別養護老人ホームについて、第8期計画期間は3年間で、1,350人分程度の新規整備を進めましたが、第9期計画期間の3年間では、700人分程度の新規整備とします。一方で、待機者数の縮小に向けて、医療的ケアが必要な方を積極的に受け入れた施設への助成を拡充するなどの取組を進めます。

#### ウ 介護人材の確保

介護の魅力発信に向けた広報の充実や、介護事業所におけるICT・介護ロボット等の導入支援、手続等のデジタル化、タスクシフティング(介護助手の活用)など、介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。

#### エ 認知症施策の一層の推進

市民の認知症に関するさらなる理解の促進や、認知症の方の社会参加促進、認知症バリアフリーの推進などに重点を置き、施策を進めていきます。

#### オ 介護保険料の設定

第9期計画においては、介護サービス利用者数の増加等により介護給付費が増え、保険料が大幅に上昇する見込みですが、介護給付費準備基金を活用することで上昇を抑制します。

この結果、現時点では保険料基準月額を6,600円～6,700円程度と見込んでいますが、最終的には介護報酬の改定や各種制度改正の影響等を踏まえ、令和6年度予算案とあわせて公表します。

第8期（R3～R5）  
保険料基準月額  
6,500円



第9期（R6～R8）  
保険料基準月額  
6,600円～  
6,700円程度

## 5 計画の愛称

本計画を、市民の皆様にとって、覚えやすく親しみやすいものとするため、「よこはまポジティブエイジング計画」という愛称を新たに付けました。

## 6 パブリックコメントの実施

### (1) 実施期間

令和5年11月1日(水)～12月1日(金)

### (2) 市民説明会

令和5年11月10日(金)に市役所で開催します。

### (3) 周知方法

市民説明会の実施、関係団体への説明をはじめ、市役所・区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター等でのリーフレット及び冊子の配布を行います。

あわせて、市ウェブサイトにおいて、計画素案の公表、説明動画の放映を行うほか、パブリックコメント用の広報動画を、市役所・区役所のデジタルサイネージや高齢者の集まるイベント等で放映します。

### (4) 意見提出方法

電子申請、電子メール、FAX、郵送により御意見をいただきます。

## 7 策定スケジュール（予定）

令和5年 9月	常任委員会（素案及びパブリックコメントの実施）
11月～12月	パブリックコメント、市民説明会の実施
12月	常任委員会（パブリックコメントの中間報告）
※議会基本条例に基づく議決事件に該当するか御判断いただく予定です。	
12月～令和6年2月	原案の検討・作成
令和6年 2月	常任委員会（原案及びパブリックコメントの最終報告）
※議決事件に該当する場合、市会第1回定期例会に議案を提出します。	
3月	常任委員会（介護保険条例の改正）、計画策定
4月	介護保険料の改定





## (案)

計画期間 2024 年度-2026 年度

よこはま  
ポジティブエイジング計画  
～歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して～

( 素 案 )

第9期 高齢者保健福祉計画  
介護保険事業計画  
認知症施策推進計画

## 目 次

1. 計画の目的	P. 2
2. 横浜市の高齢者を取り巻く状況	P. 2
3. 横浜型地域包括ケアシステム～中長期的な将来像～	P. 4
4. 第8期計画の評価	P. 6
5. 第9期計画の基本目標と施策体系	P. 8
6. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開	P. 10
7. 認知症施策推進計画の施策の展開	P. 39
8. 第9期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定	P. 49
9. 計画策定の趣旨	P. 51

## 1. 計画の目的

横浜市では、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、65歳以上の高齢者人口は、今後も増加が続く見込みです。2040年にかけては、85歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、医療・介護・生活支援などが必要になる市民が増大することが予想されます。

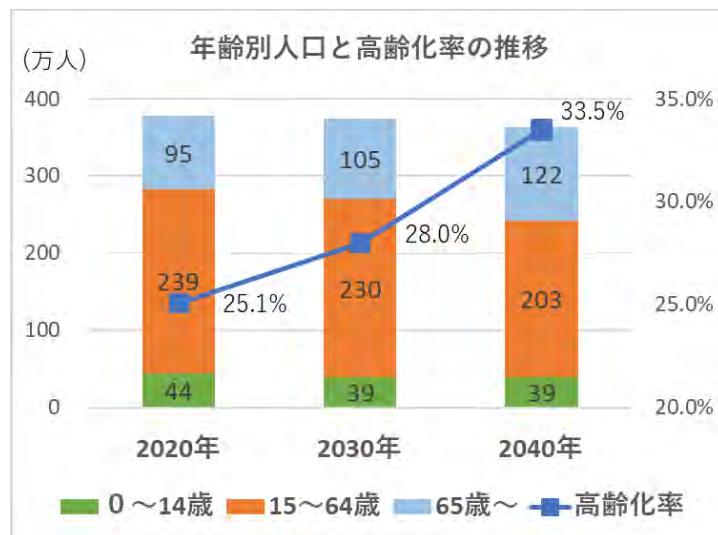
横浜市では、これらの課題に対して『ポジティブ エイジング』を基本目標とし、歳を重ねることをポジティブに捉え、高齢者の皆様がいつまでも自分らしい暮らしができる地域をつくりたい、という思いのもと、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

また、本計画が市民の皆様にとって、覚えやすく親しみやすいものとなるよう、新たに「よこはまポジティブエイジング計画」という愛称を付けました。

## 2. 横浜市の高齢者を取り巻く状況

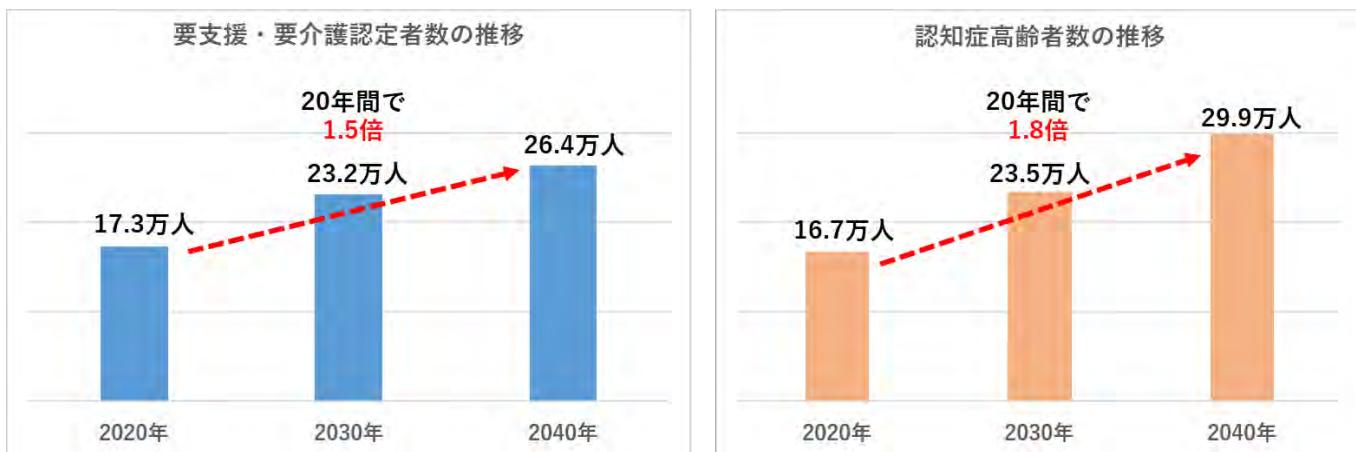
### (1) 高齢者人口の増加

横浜市の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040年には市内人口の3人に1人が高齢者になると推計されています。



### (2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040年にかけて医療・介護ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。



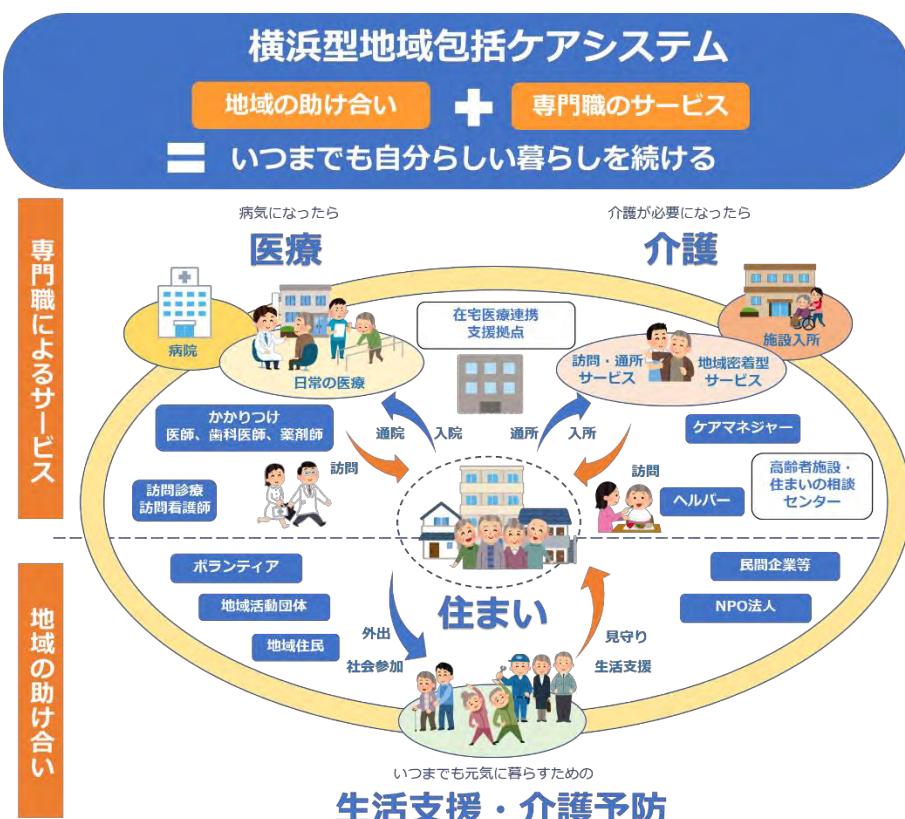


### 3. 横浜型地域包括ケアシステム～中長期的な将来像～

#### (1) 2025年・2040年を見据えた中長期的な将来像

##### 中長期的な将来像

- 地域で支え合いながら、
- 医療・介護が必要になつても安心して生活でき、
- 高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる



横浜の強みを生かし、次の視点で「横浜型地域包括ケアシステム」を深化・推進します

視点1

「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します

視点2

活発な市民活動や企業との協働を進めます

視点3

「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、  
健康寿命の延伸につなげます

視点4

医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進めます

視点5

高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、  
医療や介護などの人材確保・育成に取り組みます

視点6

データに基づく施策立案を進めるほか、デジタル技術を有効に活用することにより、  
介護現場における利便性や生産性の向上に取り組みます







## 5. 第9期計画の基本目標と施策体系

【基本目標】

### ポジティブ エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる  
「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

#### 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

##### I 自分らしい暮らしの実現に向けて

- 高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるように、市民意識の醸成に取り組みます。
- 高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手続のデジタル化など、市民の利便性向上を図ります。

##### II 活き活きと暮らせる地域づくりを目指して

- 地域との協働・共存を基盤に、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

##### III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、一人ひとりの状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

##### IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、一人ひとりの状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

##### V 安心の介護を提供するために

- 外国人介護人材の確保を推進するとともに、介護職のイメージアップのための啓発・教育活動を行い、介護人材の中長期的な確保を図ります。
- ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

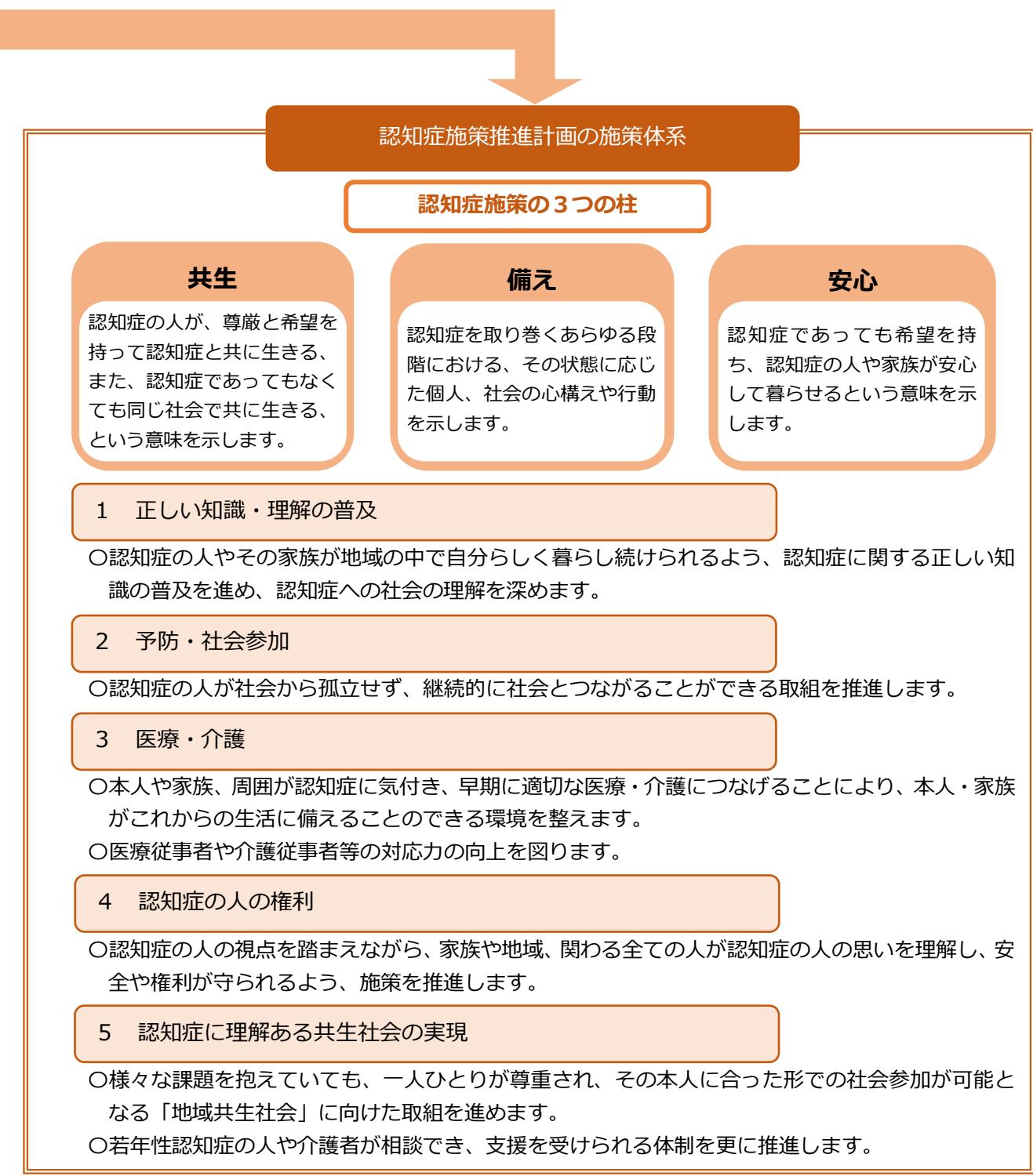
##### VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

- 持続可能な制度運営に向けて、介護給付の適正化や介護サービスの質の向上を図ります。
- 介護事業所等における、災害や感染症などの緊急時に備えた体制を整備し、対応力を強化します。

介護サービス量の見込み

## ポジティブ エイジングとは

- 誰もが歳を重ねる中で、積極的で活力ある高齢社会を作りたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ エイジング」に込めています。
- 「ポジティブ エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質 (QOL ※Quality Of Life) の向上」につなげていくことを目指しています。







## 本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○これまでの人生を振り返り、これから的人生を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。</li><li>○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。</li><li>○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。</li></ul>
------	---

### コラム エンディングノート

#### ～これから的人生を自分らしく生きるために～

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、これから的人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを作成し、書き方講座を開催しています。

エンディングノートは、各区高齢・障害支援課の窓口にて説明をしながら配布しています。



18区のエンディングノート

##### ■例ええばこんな内容を書くことができます

- 私のプロフィール
- 私の好きなこと
- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- もしものときの医療・介護の希望
- 大切な人へのメッセージ

## 人生の最終段階の医療・ケアに関する検討・啓発

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有する「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：略称“ACP”）」の普及啓発を図ります。</li><li>○もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけとなることを目的に、「もしも手帳」の配布を進めます。</li></ul>
------	--



## **2 相談体制の構築と市民の利便性向上**

### **施策の方向性**

高齢期のライフステージに応じた相談体制を構築するとともに、各種申請手続のデジタル化など、市民の利便性向上を図ります。

#### **(1) 相談体制の構築**

##### **高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築**

事業内容	○高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築に向け、市・区役所の福祉保健センターのほか、「地域の身近な福祉保健の拠点」である地域ケアプラザや、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行う高齢者施設・住まいの相談センターなど、様々な関係機関と連携して取り組みます。
------	--

#### **(2) 市民の利便性向上**

##### **介護保険等の各種申請手続の利便性向上**

**新規**

事業内容	○「横浜 DX 戦略」に基づき、要介護認定の申請や負担限度額認定証の発行など、介護保険業務にかかる各種申請手続のオンライン化を図り、スマートフォン等で手続が完結できるようにします。
------	--

## II 活き活きと暮らせる地域づくりを目指して

### 1 介護予防・健康づくりと自立支援

#### 施策の方向性

高齢者の医療・介護・保健データを活用した、効果的な介護予防施策・事業の立案に取り組みます。

また、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組み、身近な地域につながることができるよう、「一人ひとりの健康課題に応じたフレイル対策」と「高齢者の誰もが参加できる、通いの場等が充実した地域づくり」を共に推進します。

#### (1) 効果的な介護予防施策の立案

##### データに基づく介護予防施策の立案

**新規**

事業内容	○高齢者の医療・介護・保健や社会参加状況等のデータを活用し、研究機関等との共同研究等を踏まえた多角的な分析を行います。
	○各種データの分析や地域情報等を積極的に活用した地域分析を行い、市や各地域の特性・健康課題を踏まえた介護予防・重度化防止の各種施策・事業を立案します。
	○健康づくり部門等と連携した地域分析や、健康づくりと介護予防が連動した取組を推進し、若い世代からの健康づくりの取組を将来の介護予防につなげます。

#### (2) 介護予防・健康づくりのための地域づくりの推進

##### 高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策の展開

**新規**

事業内容	○各種データの活用や地域活動等を通じて、生活機能の低下や生活習慣病の重症化など、フレイル状態にある高齢者やフレイルリスクが高い高齢者等の把握を行います。
	○フレイル状態にある高齢者やフレイルリスクが高い高齢者に対し、状態像に応じ、生活機能の低下や疾病の予防等に着目した、各種医療専門職による支援（ハイリスクアプローチ）や、必要な情報提供等を行います。
	○高齢者が地域の中で他者とつながり、必要な支援を受けながら、介護予防や健康づくりに取り組めるよう、地域の活動等につなげる支援を行います。



### 高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）

新規

#### 事業内容

- 通りの場等への参加者に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通りの場等への参加を促進します。
- 通りの場等への参加状況や参加者の健康状態等のデータを収集し、医療・介護・保健データと掛け合わせた多面的な分析を行い、介護予防施策へと反映します。

### リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実

拡充

#### 事業内容

- 高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して地域社会に参加できるよう、地域の通りの場等や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職を積極的に活用します。
- 多様な専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援の充実を検討します。
- 介護予防・自立支援を行う個別支援にリハビリテーション専門職を活用します。

### （3）自立を目指した多様なサービスの充実

#### ボランティアや専門職によるサービスの充実

新規

#### 事業内容

- 保健事業や介護予防の事業と連携し、地域での自立した生活を目指し、ボランティアや専門職によるサービスの充実及び支援を必要とする対象者の把握方法の検討を進めます。（サービスB・Cの見直し等）
- サービスAについて、国による検討会による議論も踏まえ、課題の把握を進め、あり方を検討します。





### よこはまシニアボランティアポイントの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○活動者拡大のため、登録者への情報提供を継続的に行うとともに、活動対象の拡大や効果的な運営方法の検討を行います。</li><li>○ボランティアの受入れに慣れていない受入施設に対して情報提供等を行い、ボランティアの受入れを支援します。</li></ul>
------	---

### (3) シニアの生きがい創出

#### かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○会員加入の促進・減少防止のために、老人クラブ活動の周知の強化に加え、区老連のIT化支援や、未設置地域の加入希望者への広域的なクラブの設立支援、ニュースポーツ等の取組支援を行います。</li><li>○新たなるリーダーの養成や30人未満クラブの支援を拡大し、クラブの維持・存続を図るとともに、非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」を開催して高齢者の仲間づくりを支援します。</li></ul>
------	--

#### 敬老バスを利用した高齢者の外出支援（敬老特別乗車証交付事業）

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者等外出支援の観点で、敬老バスのICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、地域の総合的な移動サービスを検討する中で、敬老バス制度も検討していきます。</li></ul>
------	--

## 3 生活支援・助け合い

### 施策の方向性

高齢者一人ひとりができるることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

#### 地域のニーズや社会資源の把握・分析

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化し、地域づくりに生かします。</li><li>○医療・介護・保健のデータベースの拡充を図り、より多角的に地域分析を行うとともに、地域分析結果を地域等と共有します。</li></ul>
------	--

#### 多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○多様化する個別ニーズに応えるため、「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等により、地域活動・サービスを選択できる環境を整備し、個別のニーズと取組のマッチングを支援します。</li><li>○介護予防・社会参加に取り組む機会を提供するなど、生きがいや役割を持って活動活性と暮らせる地域づくりを支援します。</li></ul>
------	--

## コラム

### 多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援

さがせる！



みつかる！

横浜市では、主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」で身近な地域活動情報を公開しています。

地域活動（サロン、趣味活動の場、生活支援等）をお探しの方、地域の担い手として活躍したいと考えている方や高齢者を支援するケアマネジャーなど、幅広い方に活用いただけます。



横浜 地域活動ナビ

検索



### 住民主体による活動の支援

事業内容	○区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。
------	--

### 空家の高齢者向け活動支援拠点等としての活用支援

事業内容	○空家所有者と活用希望者とのマッチング、専門相談員の派遣、改修費補助などにより、空家の高齢者向け活動支援拠点等への活用を総合的に支援します。
------	--

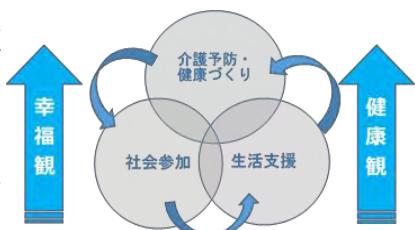
### 多様な主体間の連携体制の構築

事業内容	○NPO法人、社会福祉法人及び民間企業等の多様な主体と連携・協働する場（協議体等）を通じて、地域ニーズや課題等から目指す方向性を共有し、必要な生活支援の活動・サービスの創出・持続・発展させる取組を支援します。 ○身体的な衰え等により買い物や地域サロン等への移動が困難な方のために、多様な主体と連携した買物支援や移動支援等の取組を支援します。
------	---

## コラム

### 「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」の一体的推進

高齢者の運動機能や栄養状態などの心身機能の改善や病気の管理だけではなく、居場所づくりや社会参加の場の充実など、高齢者本人を取り巻く環境を整えることも含め、幅広い視点に立った「介護予防・健康づくり」の取組により、地域の中で生きがいや役割を持って自立した生活を送ることができる地域の実現を目指します。



今後、更なる高齢化に伴い単身世帯等が増加することにより、高齢者の買物や掃除などの「生活支援」の必要性が増してきます。支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズに応えるため、地域住民や多様な主体が連携した支援体制の充実を図ります。その中で、高齢者は支えられる側だけでなく、支え手となることも目指し、高齢者の「社会参加」を推進します。

地域とつながりを持って社会的役割を担うことにより、支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズを満たしていくと同時に、活動への参加、社会とのつながりを通して介護予防の効果を高める相乗効果を目指し、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めます。

#### **4 地域づくりを支える基盤**

##### 施策の方向性

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域づくりの中心的な役割を担う地域ケアプラザや老人福祉センター等の機能強化を図ります。※地域ケアプラザの機能強化については、25ページ参照



#### 地域ケアプラザ～地域の身近な福祉保健の拠点～

地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っています。

横浜市では、地域包括支援センターは原則として地域ケアプラザに設置されています。その強みを生かし、地域包括支援センター配置の保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等と生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターが連携して個別課題から地域の課題をとらえ、地域の力を生かしながら取組を進めます。

##### 地域ケアプラザ※1

- ・福祉保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
- ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手を育成

##### 地域包括支援センター※2

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

##### 地域ケアプラザの主な職員

- 所長
  - 保健師等
  - 社会福祉士等
  - 主任ケアマネジャー等
  - 生活支援コーディネーター
  - 地域活動交流コーディネーター
- など



※1 地域ケアプラザではこの他に、居宅介護支援事業を実施しています。また、一部を除き、高齢者デイサービス等を実施しています。  
 ※2 地域包括支援センターは、地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置しています。

#### 老人福祉センターの機能の向上

##### 事業内容

- 各区に設置している老人福祉センターにおいて、健康寿命の延伸を目指し、生涯を通して元気なシニアが活躍できるよう、「健康づくり」「体力づくり」「介護予防」に向けた機能の強化を図るメニューと、社会参加につながるメニューを充実します。
- 公共施設の適正化に向けた市民利用施設全体のあり方検討の中で、老人福祉センターのあり方や運営の効率化等についても検討を進めます。



## 2 在宅医療・看護

### 施策の方向性

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するために、在宅医療連携拠点を軸とした医療・介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

#### (1) 医療・介護連携の強化

##### 在宅医療連携拠点

事業内容	○横浜市医師会と協働して運営する「在宅医療連携拠点」において、病気があっても住み慣れた自宅等で、安心して在宅医療と介護を受けることができるよう、在宅医療や介護に関する相談支援や、医療機関、訪問看護ステーション、介護系事業所等の関係事業者間での多職種連携、市民啓発を推進します。
------	--

##### 在宅療養に多く見られる疾患・課題への対応

新規

事業内容	○多職種が連携して、高齢期に多く見られる糖尿病、誤嚥性肺炎、心疾患、緩和ケアなど療養上の課題の解決に向けた支援体制の構築を図ります。
------	--

#### (2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成

##### 医療・介護従事者の人材育成研修

事業内容	○より多くの医師が在宅医療に取り組めるよう、医師会と連携して研修を実施し、在宅医を養成します。 ○在宅医療・介護サービスを一体的に提供するために、医療・介護従事者がより質の高い連携をとれるよう、研修を実施します。また、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。
------	--

#### (3) 在宅医療の普及・啓発

##### 在宅医療を推進するための市民啓発

事業内容	○在宅医療についての講演会等を開催し、市民等の理解を促進するとともに、在宅医療の普及・啓発を進めます。 ○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の充実に取り組みます。【再掲】
------	--

#### (4) 医療につながるための支援

##### かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及

事業内容	○横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近な医療機関を紹介するなど、かかりつけ医の普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。 ○かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。 ○服薬状況を継続的に把握し、重複投薬等や相互作用の防止等の役割を担う、かかりつけ薬局・薬剤師の必要性について啓発を進めます。
------	---

### 3 保健・福祉

#### 施策の方向性

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加に対し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を適切に把握し相談につながるよう、地域ケアプラザの機能強化、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

#### (1) 地域ケアプラザの機能強化

##### 地域ケアプラザの強化（質の向上）

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○職員向け研修の充実や事例の共有を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。</li><li>○高齢者等の生活課題解決に向か、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などとのネットワークを構築します。また、地域の状況に合わせた多様な活動の創出・支援を行います。</li><li>○夜間の利用方法を見直し、夜間時間帯勤務の職員を可能な範囲で日中勤務することで、近年件数が大きく増加している日中の相談支援の充実・強化を図ります。</li><li>○利用者の利便性や満足度の向上を図るため、オンラインによる相談対応や事業実施等に取り組みます。</li></ul>
------	---

#### (2) 高齢者の権利擁護

##### 成年後見制度等の利用促進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るために、制度の普及・啓発を進めます。</li><li>○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談のほか、弁護士による専門相談を行います。</li><li>○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。</li></ul>
------	---

##### 高齢者虐待防止

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。</li><li>○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。</li><li>○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組みます。</li><li>○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。</li></ul>
------	--



## 成年後見制度の利用促進に向けて

成年後見制度は、認知症高齢者の方や知的障害や精神障害のある方などが安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら本人に代わり財産の管理や介護サービスの契約等を行います。

成年後見制度には、「後見」「保佐」「補助」と3つの類型に応じて家庭裁判所が本人に適切な方を選任する「法定後見制度」と、あらかじめ自分で選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

成年後見制度を必要とする方の数は、今後ますます多くなることが見込まれています。横浜市における成年後見制度の中核機関であるよこはま成年後見推進センターでは、制度の効果的な広報や、権利擁護に関わる相談支援機関への支援等、横浜市にふさわしい成年後見制度の利用促進に向けて、中心となって取組を進めていきます。

成年後見制度について詳しく知りたい場合は、よこはま成年後見推進センター、区役所、区社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センターでパンフレットを配布しています。お気軽にご相談ください。

■よこはま成年後見推進センターホームページ

<https://www.yokohamashakyo.jp/ansin/yokohamaseinenkoken/>



### (3) 介護者に対する支援

#### 相談・支援体制の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区福祉保健センターや地域包括支援センターは、介護に関する高齢者や家族の相談を受けて、介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供も含め、適切な支援・調整を行います。</li> <li>○住み慣れた地域での暮らしを支えるために、本人、介護者等の自主的な活動を支援します。</li> <li>○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。</li> </ul>
------	---

#### 介護者のつどい

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどいやセミナー等を開催します。</li> </ul>
------	---

### (4) 身寄りのない高齢者の支援

#### 身寄りのない高齢者の支援

**新規**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安心して高齢期の生活を送ることができるよう、身寄りのない一人暮らしの高齢者等に関する課題について、<u>関係部署間で連携しながら、必要な支援策の検討を進めます。</u></li> </ul>
------	---

## 4 医療・介護・保健福祉の連携

### 施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

### 地域ケア会議

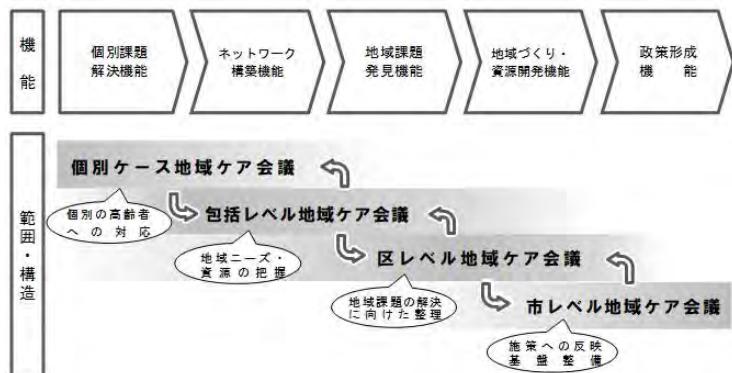
#### 事業内容

- 多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤の整備につなげます。

### コラム 地域ケア会議

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。

各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることで、地域づくりや政策形成にまでつなげていく仕組みです。



### ケアマネジメントスキルの向上

#### 事業内容

- 自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、区、地域包括支援センター、ケアマネジャーが連携して課題や意識の共有を図り、ケアマネジメント技術の向上を目指します。
- 相談技術向上のため、新任のケアマネジャーに対する研修や、連絡会等を活用した自主的な研修を支援します。

### 多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

#### 事業内容

- ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供やケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。
- 高齢者が地域とのつながりを持って生活できるよう、介護サービスのみではなくインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントが実施できるよう地域包括支援センター職員・区職員等に向けた研修等を行います。
- 地域包括支援センター圏域内のケアマネジャーとの定期的な連絡会や研修会を開催するとともに、区単位、近隣区、市単位での情報交換や関係機関との連携が推進されるよう支援します。

## IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

### 1 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

#### 施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設・住まいを整備します。

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	上段：年度末の定員数 下段：年度中の増減		(単位：人)
				R 6 年度	R 7 年度	
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	17,011 (262)	17,555 (544)	18,150 (595)	18,457 (307)	19,540 (1,083)	20,140 (600)
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	6,011 (125)	6,122 (111)	6,257 (135)	6,482 (225)	6,707 (225)	6,932 (225)
特定施設（介護付有料老人ホーム等）	15,785 (485)	15,933 (148)	16,430 (497)	16,730 (300)	17,030 (300)	17,330 (300)
介護老人保健施設	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)
介護医療院等	272 (0)	272 (0)	183 (△89)	233 (50)	283 (50)	333 (50)
	第 8 期計画の実績(R 5 年度は見込み)				第 9 期計画の見込み	

#### (1) 施設や住まいの整備

##### 特別養護老人ホームの整備（地域密着型含む）

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○特別養護老人ホームは、第 9 期計画期間中に新規整備 700 人分程度を公募します。</li><li>○ショートステイから特別養護老人ホームへの転換を 200 人分程度実施します。</li></ul>
------	---

##### 特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み（新たな待機者対策を含む）

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○特別養護老人ホームの入退所指針に基づき、入所を必要とされる方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。</li><li>○新たな待機者対策として、以下の取組を進めます。 <b>(ア) 経済的な理由でユニット型施設への入所ができない方への対策</b> ○新たな施設居住費助成の創設を検討します。 <b>(イ) 認知症の周辺症状(自傷・他害行為、徘徊等)により入所が難しい方への対策</b> ○認知症周辺症状のある方を新たに受け入れた施設への助成を検討します。 <b>(ウ) 医療的ケアを必要とする方への対策</b> ○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、医療機能の充実した介護医療院の整備促進策を検討します。また、既存の医療対応促進助成を拡充し、医療的ケアを必要とする方の受入れをさらに促進します。</li></ul>
------	---

## 介護老人保健施設

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○介護老人保健施設は一定の整備水準に達していることから、第9期計画期間においては新たな整備は行いません。</li><li>○介護老人保健施設が本来有する、在宅生活への復帰を目指すリハビリ支援や、認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰や在宅生活を支援するための施設としての役割を強化します。</li></ul>
------	---

## 介護医療院

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、医療機能の充実した介護医療院の整備促進策を検討します。【再掲】</li></ul>
------	---

## 認知症高齢者グループホーム

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○認知症高齢者が増加し、グループホームを必要とする方も増えると見込まれることなどから、年間225人分程度を整備します。</li><li>○日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。</li></ul>
------	---

## 特定施設・有料老人ホーム

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○特定施設（介護付有料老人ホーム等）については、第9期計画中の3年間で900人分程度を整備します。</li><li>○特定施設の整備については、比較的低額な料金及び医療ニーズへの対応など、横浜市が期待する役割やニーズに対応した施設の整備の誘導を進めます。</li></ul>
------	---

## （2）高齢者向け住まいの整備・供給促進

### サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○立入検査等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を促進します。また、サービス付き高齢者向け住宅を引き続き特定施設の公募対象とします。</li></ul>
------	---

### (3) 安心して住み続けられる環境の整備

#### 緊急通報装置等による見守り

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談や助言、安否確認、緊急時の対応を行います。</li> <li>○高齢化率が高く福祉的対応が必要な一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。</li> <li>○一人暮らし高齢者等を対象に、緊急事態が発生した場合に近隣の方等へすぐ連絡が取れるよう、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与します。</li> <li>○デジタル技術を活用した見守り手法を検討します。</li> </ul>
------	---

#### 健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅の普及促進

拡充

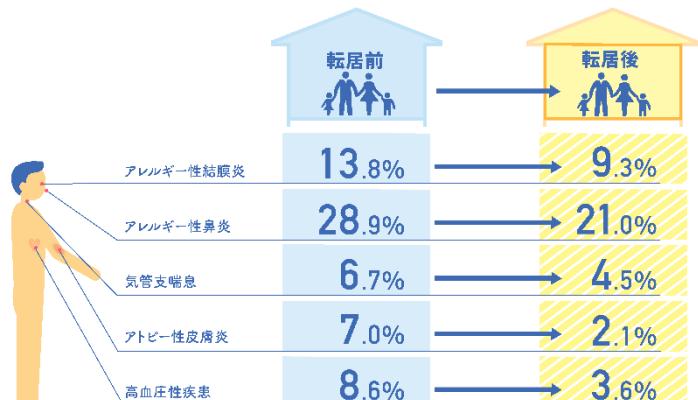
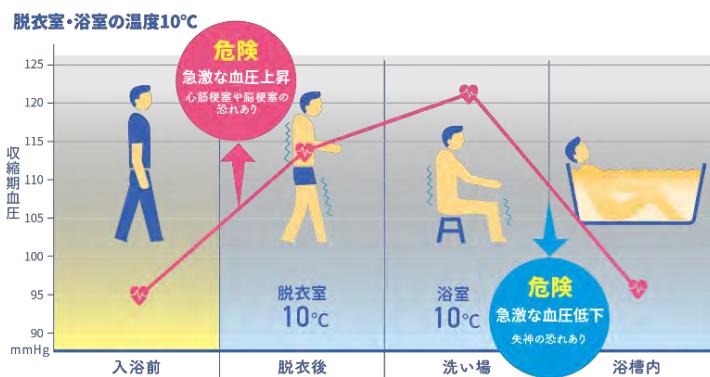
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冬季のヒートショックや夏季の室内熱中症など、高齢者の住まいにおける健康リスクの軽減に寄与する最高レベルの断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進します。</li> </ul>
------	--

### コラム 健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅

ヒートショックによる年間死者数は、交通事故死による死者数を上回っています。

暖かい部屋から寒い脱衣所や浴室に入ると血圧が急上昇し、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こす危険性が高まります。さらに、お湯につかると血圧が急降下し、失神を起こし溺死する恐れもあります。このため、住宅の断熱化などにより、部屋と脱衣所や浴室との温度差を小さくすることが効果的です。

また、高気密・高断熱な省エネ住宅は少ないエネルギーで室内外温度差を小さくすることができ、結露を減らし、カビ、ダニの発生を抑制することで、アレルギー性疾患の原因を減らし、アレルギー症状の緩和が期待できます。



資料：「なっとく！省エネ住宅を選ぶべき6つの理由」（横浜市建築局）

#### (4) 高齢者の賃貸住宅等への入居支援

##### 住宅セーフティネット制度の推進

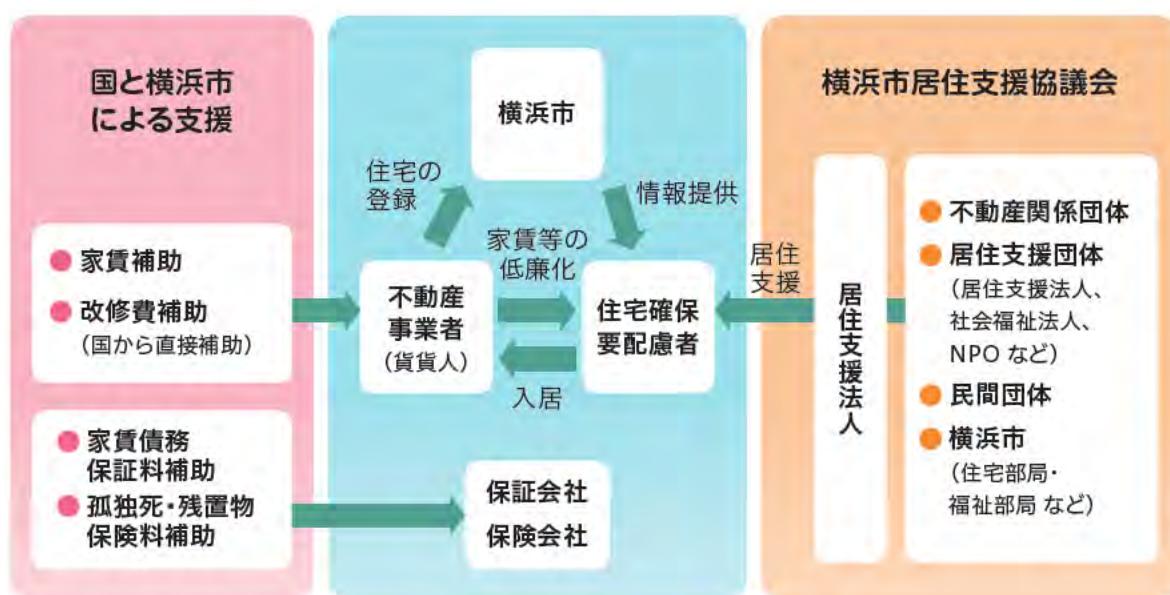
拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅の空き室などを活用して、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」の供給を促進します。</li> <li>○住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅のオーナー等に対する経済的支援として、家賃、家賃債務保証料、孤独死・残置物保険料の減額補助及び単身高齢者等への見守りサービスに対する補助を実施します。</li> <li>○居住支援を行う不動産事業者や福祉支援団体などを、横浜市居住支援協議会が「センター」として登録し、住宅確保要配慮者の状況に応じたきめ細やかな支援を進めます。</li> </ul>
------	--

#### コラム 住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度は、賃貸住宅の空き室などを活用し、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的とした制度です。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録（セーフティネット住宅）、入居者の経済的な負担を軽減するための家賃などへの補助、住宅確保要配慮者に対する居住支援（横浜市居住支援協議会）の3つの仕組みから成り立っています。



国交省説明会資料に基づき作成

## 2 相談体制・情報提供の充実

### 施策の方向性

高齢者施設や住まいに関する総合相談窓口である「高齢者施設・住まいの相談センター」などにおいて、専門の相談員がきめ細やかな相談対応や情報提供を行います。

### 施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

事業内容	<b>(ア) 高齢者施設・住まいの相談センター</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行うとともに、区役所や地域ケアプラザなど、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。</li><li>○相談者の利便性向上を図るため、引き続き、土日相談やオンライン相談を実施します。</li></ul>
	<b>(イ) 施設のコンシェルジュ</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○特別養護老人ホームの入所申込者の個々の状況に適したサービスの選択につながるよう、高齢者施設・住まいの相談センターに施設のコンシェルジュを配置します。</li></ul>
	<b>(ウ) 横浜市「住まいの相談窓口」</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○横浜市居住支援協議会の相談窓口や、「住まい・まちづくり相談センター 住まいのイン」など、住まいの相談窓口において、不動産関係団体や福祉支援団体等と連携して、民間賃貸住宅への入居・居住相談や、高齢者住替え相談などを行います。</li></ul>



### 高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話で個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などさまざまな情報を提供します。

提供している情報：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、  
グループホーム、有料老人ホーム など

**住所** 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおかオフィス14階  
月～金 9:00～17:00（土日祝休日、12/28～1/4は休み）  
※第2・第4土曜日は予約相談を受付します  
**電話** 045(342)8866 FAX 045(840)5816



相談は予約の方が優先になります。ぜひ『予約』をお電話かFAXでご連絡ください。

## V 安心の介護を提供するために

### 1 新たな介護人材の確保

#### 施策の方向性

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

#### 介護職経験者の復職支援

新規

##### 事業内容

- 潜在介護福祉士等の介護職経験者を対象に、復職前研修や職場体験等により復職を支援します。

#### 資格取得と就労支援

拡充

##### 事業内容

- 介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。
- 高校生を対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。
- これまで介護との関わりがなかった方などを対象に、介護に関する入門的研修をeラーニング動画により実施するとともに、就労支援を行うことで、多様な人材の参入につなげます。

#### 住居確保の支援

拡充

##### 事業内容

- 新たに市内で介護職員となる者を雇用する法人に対し、当該介護職員用住居の借上げを実施するための経費を補助することで、介護人材の確保につなげます。
- より利用しやすい補助金となるよう、補助要件を緩和します。

#### 高校生の就労準備支援

##### 事業内容

- 高校生を対象に、介護施設での有給職業体験プログラム（職業体験＋アルバイト）を実施して介護職のやりがいや魅力を伝えるとともに、高校生向けにアレンジした介護職員初任者研修を行い、介護施設等への就職をサポートします。

#### 介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発

拡充

##### 事業内容

- 小・中学生を対象に、介護職員の仕事内容や介護現場で働くことの魅力を、介護職員等が直接伝える出前授業の実施を拡充します。
- 小・中学校の教職員を対象に「介護に関する入門的研修」の受講を奨励し、介護職への理解を深めます。また、定年退職前の市職員等も対象として介護分野への参入促進も図ります。
- 介護の魅力向上につながるコンテンツ（動画・PRサイト・パンフレット等）を作成します。

## 外国人活用に向けた受入促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○横浜市の介護現場での就労を希望する外国人や、介護福祉士養成施設への留学を希望する外国人を発掘し、介護事業所及び介護福祉士養成施設とのマッチングを行い、外国人介護人材の導入を促進します。</li><li>○海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費を補助します。</li><li>○日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。</li></ul>
------	--

## コラム 外国人介護職員の活躍を紹介

外国人介護職員の活躍動画を横浜市ホームページで公開しています。

【ベトナム編】

【インドネシア編】

【中国編】

海外から介護インターンとして来日しました!!



日本の介護と日本語を勉強するため、  
ベトナムから来たハンさんとホアさん。  
2人が日本に来た想いとは・・・。



## 2 介護人材の定着支援

### 施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

## 外国人介護職員等への支援

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○市内の介護サービス事業所に就労している外国人介護職員の定住・仲間づくりを目的とした交流会を実施します。</li><li>○市内で働く外国人介護職員の質の向上及び定着のため、介護の現場で必要とされる日本語等の研修を実施します。</li><li>○介護福祉士国家資格の取得支援の実施方法を見直し、外国人介護職員のさらなる定着につなげます。</li></ul>
------	--

## 介護事業所向けのハラスメント対策

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○介護事業所向けにハラスメント対策の知識・応対スキルを習得できる研修の実施や、実際のハラスメント等への対応を相談できる「ハラスメント相談センター(仮称)」を設置し、介護職員をハラスメント被害から守り、安心して働くことができるよう支援を進めます。</li></ul>
------	--

### 3 専門性の向上

#### 施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

#### 介護事業所のための質の向上セミナー

##### 事業内容

- 介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。
- 介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。

#### 経営者向け研修

##### 事業内容

- 介護施設向けに施設運営に係る幅広いテーマの研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

#### 事業所単位表彰制度

##### 事業内容

- 高齢者の生活の質の向上につながるような、優れた自立支援の取組等を実施している介護事業所を評価し、事業所単位の表彰を行います。
- 市内事業所全体のサービスの質が向上していくよう、表彰事業所の取組を他の事業所へ広く周知します。
- 介護事業所にとってより魅力的な制度となるよう、事業内容や実施手法等について再検討を行います。

### 4 介護現場の生産性向上

#### 施策の方向性

ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

#### 中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援

#### 拡充

##### 事業内容

- 市内の介護事業所における介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助し、介護現場の生産性向上を促進します。
- 補助要件や周知方法等について、より利用しやすい補助金となるよう見直しを行います。

#### タスクシフティング

#### 新規

##### 事業内容

- 好事例の横展開やセミナーの実施等により、いわゆる介護助手等の多様な働き方の導入を促進します。
- 介護職員が担う業務の明確化と役割分担を図り、介護現場の生産性向上につなげます。

#### 申請手続等のデジタル化

#### 新規

##### 事業内容

- 介護事業所の業務負担軽減に向けて、申請・届出等の手続を電子化します。
- ケアマネジャーの業務負担軽減に向けて、AI ケアプランの好事例の情報提供や、試験的導入の検討を行います。

## VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

### 1 介護サービスの適正化・質の向上

#### 施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務執行の実施や事業所の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

#### (1) 介護給付の適正化

##### 要介護認定の適正化

事業内容	○要介護認定の平準化・適正化を図るために、認定調査員・審査会委員を対象に研修を実施します。 ○要介護認定事務センターの運用により、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み、認定事務の効率化を進めます。
------	--

##### ケアプラン点検

##### 拡充

事業内容	○自立支援に資する適切なケアプランとなるよう、ケアマネジャーとともにケアプラン点検を実施します。ケアマネジャーの気づきを促しケアマネジメントの質の向上を支援するとともに地域の社会資源や課題等を共有します。
------	--

#### コラム 「ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検」

令和4年度より、横浜市内で活躍している介護支援専門員を対象に、日頃作成しているケアプランについて、対話の中で様々な考えに触れることで悩み等を共有し、新たに「気づき」を得ることを目的として、職能団体と協働で点検を行っています。



居宅介護支援事業所と横浜市が力を合わせ、市全体のケアマネジメントの質の向上を目指し、健全な介護給付につなげます。

第9期計画においても、より多くの介護支援専門員に参加いただけるよう拡充します。

#### (2) 介護事業所の質の向上、指導・監査

##### 介護事業所に対する指導・監査の強化

事業内容	○介護事業所に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 ○定期的に介護事業所等の運営状況を確認するため、外部委託による運営指導を行うなど、効率的・効果的な指導・監査を実施します。
------	--

#### (3) 苦情相談体制の充実

##### 苦情相談対応の充実

事業内容	○利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センターの窓口等、利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。
------	--

## 2 緊急時に備えた体制整備

### 施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

### 自然災害・感染症発生時相互応援助成事業

事業内容	○特別養護老人ホーム等での自然災害の発生時や感染症発生による施設職員の自宅待機時等における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設等に対して協力金を支給することで、高齢者施設等間での相互応援体制を構築します。
------	---

### 福祉避難所の協定締結

事業内容	○高齢者施設等の社会福祉施設との間で、福祉避難所の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護者の受け入れを行います。
------	---

### 福祉避難所への備蓄物資の配付

事業内容	○福祉避難所に対し、災害時に応急的に必要と考えられる食糧や飲料水、生活必需品、段ボールベッド等の備蓄物資を配付します。
------	---

### 業務継続計画（BCP）策定の推進

事業内容	○高齢者施設等において感染症及び大規模災害に備えた業務継続計画（BCP）に基づく必要な研修や訓練が円滑に実施できるよう支援を行います。
------	---

## コラム 避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの区域内では、洪水や土砂災害等の災害発生時に迅速かつ円滑に避難する必要があります。そのため、その区域内に所在する高齢者施設等は、火災や地震に対する計画だけではなく、災害情報の入手方法、避難場所、避難方法、災害時の人員体制や指揮系統など、災害の種別に応じた避難に関する計画を作成します。また、その計画に基づいた訓練を実施します。

### 災害時要援護者支援

拡充

事業内容	○災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支え合いの取組を支援します。 ○個別避難計画作成の検討などの取組を通じて、本人含め、支援者、地域、関係機関等と連携した支援を進めていきます。
------	--

## 住宅の地震対策の推進

### 事業内容

- 旧耐震基準※の住宅について、耐震診断や耐震改修、除却（木造に限る）にかかる費用を補助するほか、防災ベッドや耐震シェルターといった減災対策についても設置費用の補助を行い、居住者が安心して暮らせるための支援を推進します。（※昭和 56 年 5 月末以前の基準）



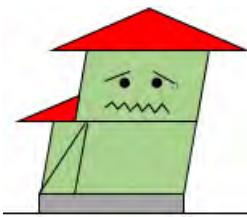
## 大地震が起きる確率

文部科学省が管轄する地震調査研究推進本部によると、横浜市において、今後 30 年以内に高い確率で震度 6 弱以上の大地震が発生すると言われています。（令和 3 年 3 月公表「全国地震動予測地図」より）

※震度 6 弱とは、

人 間：体感・行動としては立っていることが困難

木造建物：耐震性の低い住宅では、倒れるものがあり、耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。



出典：気象庁震度階級関連解説表

## 3 防災・感染症予防対応力の向上

### 施策の方向性

平時からの準備と自然災害・感染症発生時に適切な対応ができるよう、研修等を行います。

## 高齢者施設の感染症発生防止に向けた取組

### 事業内容

- 特別養護老人ホーム等における感染症の発生を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者及び感染症担当者等を対象とした研修を実施します。

## 7. 認知症施策推進計画の施策の展開

認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人が希望を持って前を向き力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

### 1 正しい知識・理解の普及

#### 施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

##### (1) 認知症に関する理解促進

###### 認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○働き世代など認知症に関わりの少ない層も含め、全世代が認知症を我が事としてとらえられるよう、認知症サポーターキャラバンをはじめとした認知症の理解促進に向けた取組について官民協働を推進するとともに、公共交通機関、図書館、インターネット、SNS 等の様々な媒体を効果的に活用した啓発を行います。</li><li>○「認知症の日（毎年9月 21 日）及び認知症月間（毎年9月）」の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。</li></ul>
------	---

###### 認知症サポーターキャラバンの推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に小売業をはじめとした認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業等での養成講座を推進します。</li><li>○小・中・高等学校や大学において、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための福祉教育や高齢者との交流活動等を推進します。</li><li>○認知症サポーター養成講座のオンライン開催を支援するなど、新たな層の受講促進を図ります。</li></ul>
------	---

###### キャラバン・メイトの活動充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○認知症サポーター養成講座を推進するために、講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。特に小売業・金融機関・公共交通機関等の認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業向けにキャラバン・メイト養成講座を実施し、企業内で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。</li></ul>
------	--

## コラム 認知症サポーター

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守り、自分でできる身近なところから考え、手助けをする応援者です。

認知症サポーターキャラバン  
マスコットキャラクター：ロバ隊長



### ◆認知症サポーターの活動

- 地域** 近所に気になる人がいればさりげなく見守る、認知症になっても友人付き合いを続けていく、認知症の人と暮らす家族の話し相手になることなども、認知症の基本を学んだサポーターだからこそできる活動です。その他、認知症カフェなど地域の活動にも参加をしています。
- 職域** 警察や消防、金融機関、スーパー・マーケット・コンビニをはじめとする商店、交通機関など生活に密着した業種の人たちが多数、認知症サポーターとなっています。認知症が疑われるお客さまと接する際にも、適切な対応をとることができ、また最寄り自治体の関係機関と連携を図り、見守りや早期発見・早期対応に貢献しています。

### ★まずは認知症サポーターから始めよう!!



横浜市では地域住民、小・中・高等学校、大学や企業での認知症サポーターの養成を推進し、地域でも幅広い年齢層の認知症サポーターが活躍しています。認知症サポーター養成講座は各区で開催しています。

## (2) 相談先の周知

### 認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）の活用

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）を積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。</li><li>○早期発見・早期対応の重要性等を周知するとともに、地域包括支援センター、区役所及び認知症疾患医療センターなどの相談先・受診先の利用方法について支援が必要な方に届くように周知を行います。</li><li>○区役所や認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用します。</li></ul>
------	--

## (3) 認知症の本人からの発信支援

### 本人発信の場の拡大

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○本人からの発信の機会が増えるよう、イベントや地域における講座等での発信を、地域で暮らす認知症の人とともに進めています。</li><li>○認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。</li><li>○本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。</li><li>○本人発信の場を本人の身近で開かれた場所で持ち、認知症についての普及啓発に努めます。</li></ul>
------	--

## 2 予防・社会参加

### 施策の方向性

認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

#### (1) 介護予防・健康づくり

##### 身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取組の普及啓発【再掲】

事業内容	○府内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。
------	---

##### 軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防の正しい理解推進

##### 拡充

事業内容	○軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。 ○軽度認知障害（MCI）と診断された人が認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。
------	---

### コラム 軽度認知障害（MCI）

認知機能は、加齢とともに少しずつ低下していくと言われています。軽度認知障害（以下、MCI）とは、正常（年齢相応）と認知症の中間の状態で、軽い認知機能の低下があって、難しい作業に支障は生じても基本的に日常生活は送ることができる状態の段階を指します。

運動や社会参加、適切な食事などの様々な生活習慣が、認知機能の維持や、認知機能の低下を緩やかにすることにつながると考えられています。

#### ■認知機能の維持・介護予防に役立つ4つのヒント！

ヒント1 生活習慣病等の体調管理・治療

ヒント3 バランスの良い食事

ヒント2 適切な運動

ヒント4 社会参加・メリハリのある生活

詳しい内容は、MCIに関するリーフレット「認知症予防につながる早い気づきと4つのヒント」でご紹介しています。

MCIに関するリーフレットや「認知症予防大作戦（社会保険出版社）」の冊子を区役所や地域包括支援センターで配布しています。



「認知症予防につながる  
早い気づきと4つのヒント」



「認知症予防大作戦」

## (2) 地域活動・社会参加

### 本人や家族の居場所の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○認知症の人、家族、関係者が集える場を増やすとともに、身近な場所で行われていることを周知します。運営者に対して、参加者が気軽に参加できる場となるよう、研修を行います。また、介護者のつどい等の運営支援や広報を行います。</li><li>○認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。&lt;再掲&gt;</li><li>○認知症カフェについて、認知症の人やその家族が地域の人や専門職等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場であることを周知します。また、<u>認知症カフェ</u>同士の横の情報共有が行える体制づくりを推進します。</li></ul>
------	---

## コラム 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所です。

横浜市内には 100 か所を超える認知症カフェがあります。

また、認知症カフェが居心地の良い安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向けの研修を開催するなどの支援をしています。

### ○認知症カフェの参加者は何を目的に集まっているの？

「同じ立場の人と話をしてみたい」、「利用できる制度の情報が欲しい」など、一人ひとりが違った目的で利用しています。



### ○認知症カフェではどのようなことをしているの？

茶話会やミニ講座、健康体操など場所によって様々な取組をしています。



### ○認知症カフェはどこで開催されているの？

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。

市内の「認知症カフェの一覧」は、横浜市ホームページをご覧ください。



### 本人が主体的に社会参加できる場の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○認知症になってもこれまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるように、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。</li><li>○認知症の人が、支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組を推進します。</li><li>○チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。</li><li>○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。</li></ul>
------	--

## コラム チームオレンジ

「チームオレンジ」とは、認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくりを進める取組です。認知症の人及び家族の困りごとや希望に沿って、認知症の人や家族、地域の住民、地域の関係機関などがチームを組んで、様々な活動に取り組んでいます。

### ■チームオレンジの活動の具体例・・・

- ・認知症カフェの開催後に、参加者の声や様子を共有し、より認知症の人が活躍できる機会について話し合った。
- ・地域に認知症の人が集まる場所がなかったのでキャラバン・メイトや民生委員などの関係機関が話し合って、当事者のつどいを立ち上げた。
- ・地域の見守り活動団体が主体となり地域のイベントでブースを設置し、認知症の見守り活動について啓発を行い、地域住民が自分事として認知症について考えるきっかけづくりをした。など



### チームオレンジが実現するとこんな街！



### 3 医療・介護

#### 施策の方向性

本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることができる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

#### (1) 早期発見・早期対応

##### もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進

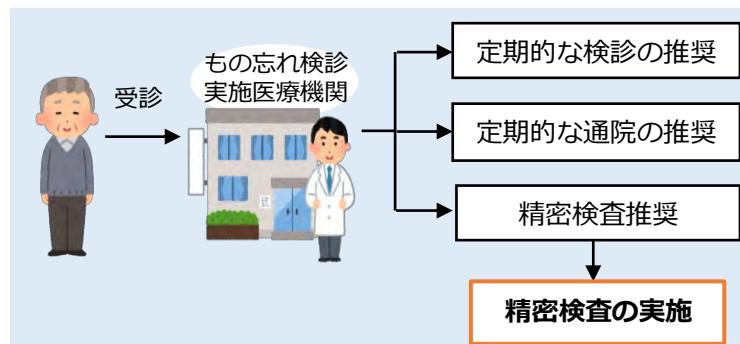
拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（MCI）に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が必要なときに適切な機関へ相談できるようにします。</li><li>○身近な医療機関で受けられる「もの忘れ検診」をさらに周知し、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。</li><li>○軽度認知障害（MCI）と診断された人が認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。&lt;再掲&gt;</li></ul>
------	---

#### もの忘れ検診

認知症の疑いがある人を早期に発見し、早期の診断と治療につなげることで、認知症の重症化予防を図ることを目的としています。

対象者は、50歳以上の市民で、認知症の診断を受けていない方です。



##### 多機関連携による早期対応や相談支援の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。</li><li>○運転免許の自主返納又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関し、神奈川県警察と連携を図り、認知症の疑いがある人等の早期発見・早期対応を推進します。</li></ul>
------	---

##### 認知症初期集中支援チームの活用と連携強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○認知症初期集中支援チームの効果的な活用のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業所等と連携を図ります。</li><li>○認知症初期集中支援チーム間の情報共有や研修を通じて、チーム活動の活性化を図ります。</li><li>○認知症初期集中支援チーム活動の評価等を通して、活動の充実を図り、積極的な活用につなげます。</li></ul>
------	--

## (2) 医療体制の充実

### 認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実

事業内容	<p>○認知症疾患医療センターについて外部評価制度を導入することで、専門医療機関としての機能、地域連携拠点としての機能等について、質の向上を図ります。</p> <p>○認知症疾患医療センターが地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の医療・介護資源等を有効に活用するためのネットワークを構築します。</p> <p>○認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、B P S D ※や身体合併症に対する急性期医療、B P S D・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行います。</p> <p>○診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行います。</p> <p>※ B P S D：認知症の行動・心理症状のことで、記憶障害などの中核症状が元になり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間関係などが影響して出現する症状</p>
------	--

### コラム 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、地域における認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、B P S Dと身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを行っているほか、地域保健医療・介護関係者等への研修を開催しています。



## (3) 医療従事者等の認知症対応力向上の推進

### 医療従事者等に対する認知症対応力向上研修の実施

拡充

事業内容	<p>○かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の病院勤務の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修や、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施します。また、<u>認知症サポート医の地域での活動状況を踏まえたフォローアップ研修</u>を実施します。</p> <p>○かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施により、研修を受講した医師が、認知症の疑いがある人や認知症の人に対し、適切に対応し、必要がある場合は、適切な専門医療機関等へつなげられるようにします。</p>
------	---

## (4) 介護従事者の認知症対応力向上の推進

### 介護事業所のための質の向上セミナー【再掲】

事業内容	<p>○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。</p> <p>○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。</p>
------	--

## 4 認知症の人の権利

### 施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

#### (1) 自己決定支援

##### 本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○これまでの人生を振り返り、これから的生活を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。</li><li>○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。</li><li>○早い時期から自身のこれから的生活を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。</li></ul>
------	--

#### (2) 権利擁護

##### 成年後見制度等の利用促進【再掲】

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るために、制度の普及・啓発を進めます。</li><li>○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談を行います。</li><li>○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。</li></ul>
------	---

#### (3) 虐待防止

##### 高齢者虐待防止【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。</li><li>○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。</li><li>○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組みます。</li><li>○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。</li></ul>
------	--

## 5 認知症に理解ある共生社会の実現

### 施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

#### (1) 認知症バリアフリーのまちづくり

##### 認知症バリアフリーの推進

拡充

事業内容	○認知症の人への対応について、交通事業者や金融機関等の接遇研修等への導入を働きかけ、認知症の方と関わる機会が多いことが想定される職域での認知症への理解を深めます。
	○日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善、支援体制づくりを進めます。認知症の人のニーズに沿って、関係機関が連携して取り組みます。
	○スローショッピングの周知や取組を進めます。
	○チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。<再掲>
	○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。<再掲>

#### (2) 見守り体制づくり

##### 認知症の人の行方不明における早期発見等の取組の充実

事業内容	○認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、SOSネットワークの取組を推進します。
	○見守りシールについて、多方面への周知を行うことにより、認知度を上げるとともに利用者数の増を図ります。
	○厚生労働省のホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方公共団体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるよう周知します。

### コラム 行方不明時の早期発見の取組

#### 認知症高齢者等 SOS ネットワーク

関係機関が連携し、行方不明の認知症の人の発見・保護に協力する仕組みです。



#### 認知症高齢者等 見守りシール

行方不明になった認知症の人が早期にご自宅に戻れるよう、個人情報を守りながら身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

<見守りシール見本>

衣服やよく持ち歩くもの  
に貼って使用します。



### (3) 介護者支援の充実

#### 介護者のつどいや介護セミナー等の開催、情報発信の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○介護者の視点からより参加しやすい介護者のつどいの開催方法や関心のある内容について、支援機関向けに研修等を行います。</li><li>○認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。</li><li>○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。&lt;再掲&gt;</li></ul>
------	---

#### 相談支援の実施

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。&lt;再掲&gt;</li><li>○介護経験者や専門職等が対応するコールセンターを運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。</li><li>○幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等効果的な媒体を活用した周知を行います。</li></ul>
------	---

### (4) 若年性認知症の人への支援

#### 若年性認知症の人や家族の居場所の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○若年性認知症について、早期に気づき、相談や医療につながるよう市民へ幅広く啓発を進めます。</li><li>○若年性認知症についての正しい理解、本人の雇用継続の一助となるよう、企業や産業保健分野への普及啓発を行います。</li><li>○発症初期の段階から、症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援が受けられるようにします。</li><li>○本人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うため、支援者を対象とした研修を実施します。</li><li>○若年性認知症の人が通所できる介護事業所や障害事業所等を増やし、社会参加できる場を拡充します。</li><li>○本人や家族がお互いに安心して情報交換や相談ができ、思いが発信できる場の充実を図ります。</li></ul>
------	---

#### 若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。&lt;再掲&gt;</li><li>○若年性認知症の人の受入れについて、介護事業所や障害事業所等へ周知や調整を図ります。</li><li>○若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワーク作りを推進します。</li><li>○若年性認知症支援コーディネーター間の情報共有や研修を通じて、支援の充実を図ります。</li></ul>
------	---

## 8. 第9期計画の介護サービス量の見込み・保険料の設定

第9期計画期間の介護サービス見込量等については、要介護認定者数(利用者数、サービスの利用実績)や、在宅・居住系・施設サービスの施策の方向性等を踏まえて推計します。

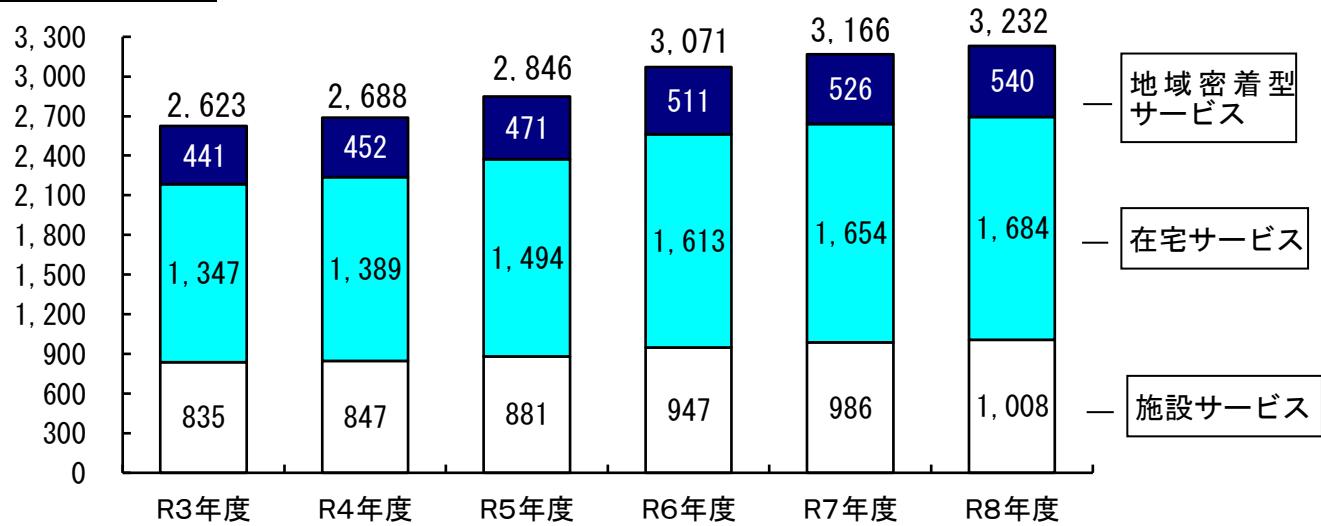
### 1 主な在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス等の見込量

(単位：人／月)

サービスの種類		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	第9期計画期間
在宅	訪問介護(ホームヘルプ)	29,800	30,300	31,900	33,100	34,100	34,700	
	通所介護(デイサービス)	21,900	22,400	23,600	24,500	25,200	25,700	
	訪問看護	25,100	26,600	28,100	29,200	30,000	30,600	
	通所リハビリテーション	9,100	9,000	9,500	9,900	10,200	10,400	
	福祉用具貸与	61,600	64,200	67,700	70,300	72,300	73,600	
	短期入所(ショートステイ)	6,000	6,300	6,600	6,900	7,100	7,200	
	特定施設(有料老人ホーム等)	11,500	11,900	13,800	14,000	14,200	14,400	
地域密着	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	900	800	900	900	900	900	
	小規模多機能型居宅介護	2,600	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	
	認知症高齢者グループホーム	5,600	5,700	5,900	6,100	6,300	6,500	
	地域密着型通所介護	13,700	14,700	15,500	16,100	16,600	16,900	
施設	特別養護老人ホーム	15,600	15,800	17,100	17,600	18,600	19,200	
	介護老人保健施設	8,100	8,100	8,000	8,200	8,200	8,200	
	介護医療院等	400	300	300	300	400	400	

- ・特定施設及び介護老人福祉施設は地域密着型を含みます。
- ・在宅サービスは月平均の人数、施設サービスは月当たり平均利用者数。
- ・令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度以降は見込量。
- ・現時点での見込みであり、今後、介護報酬改定の影響等により変動することがあります。

### 2 介護保険給付費

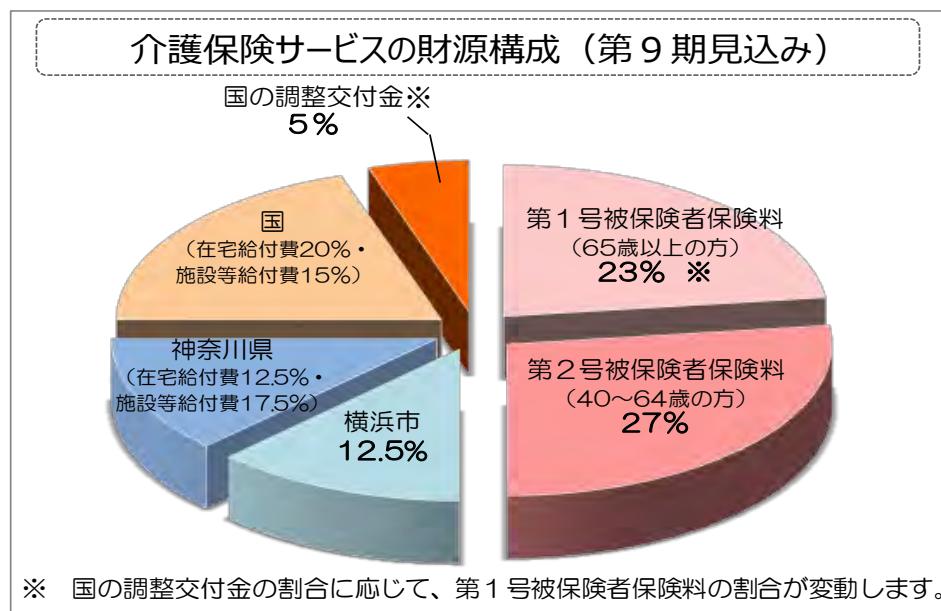


- ・その他の費用として、補足給付、高額介護サービス費等があります。
- ・令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度以降は見込値。
- ・現時点での見込みであり、今後、介護報酬改定の影響等により変動することがあります。

### 3 第9期計画の保険料の見込み

#### (1) 保険料の仕組み

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分を公費（税金）で、残りの半分を40歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。



#### (2) 保険料基準額

第9期計画においては、介護サービス利用者数の増加等により介護給付費が増え、保険料が大幅に上昇する見込みですが、介護給付費準備基金を活用することで上昇を抑制します。

この結果、現時点では保険料基準月額を6,600円～6,700円程度と見込んでいますが、最終的には介護報酬の改定や各種制度改正の影響等を踏まえ、令和6年度予算案とあわせて公表します。

#### 第8期（令和3～5年度）

#### 保険料基準月額

6,500円

#### 第9期（令和6～8年度）

#### 保険料基準月額

6,600円～6,700円程度

	第8期 (平均値)	第9期 (平均値)	第8期⇒第9期 伸率
総人口	377.9万人	377.4万人	▲0.1%
第1号被保険者数	93.5万人	95.6万人	2.2%
65～74歳	42.6万人	38.8万人	▲8.9%
75歳以上	50.9万人	56.8万人	11.6%
要介護認定者数	18.5万人	20.3万人	9.7%
介護保険給付費	2,719億円	3,156億円	16.1%
保険料（基準月額）	6,500円	6,600円～ 6,700円程度	-

・令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度以降は推計値。（総人口は、令和2年国勢調査を基準とした横浜市将来人口推計）

・第1号被保険者数、要介護認定者数は10月の値かつ各期の平均値。

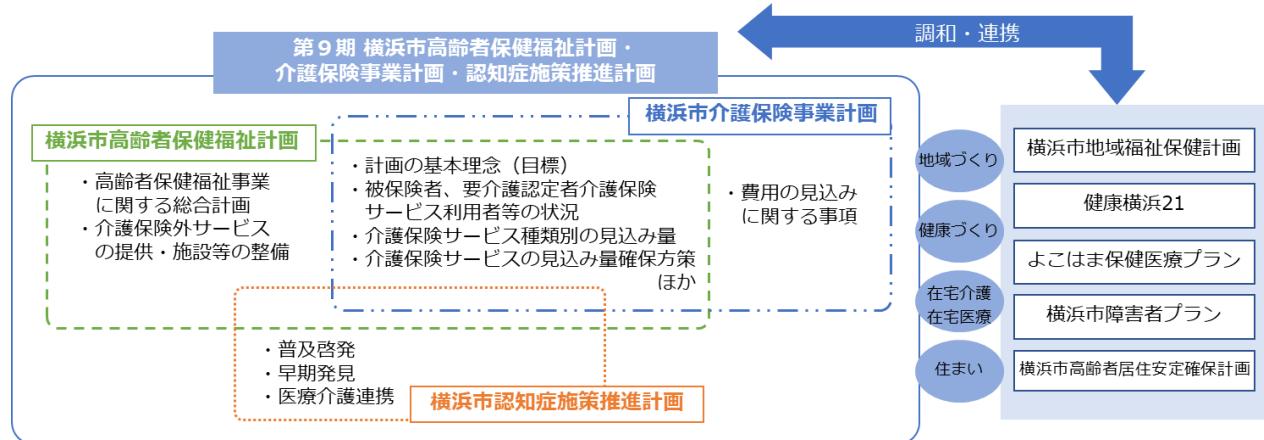
・介護保険給付費には補足給付、高額介護サービス費、地域支援事業費等は含んでいません。

・現時点での試算額であり、今後、介護報酬改定等の影響により変動することがあります。

## 9. 計画策定の趣旨

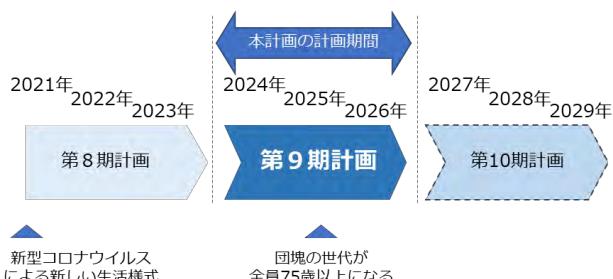
### (1) 計画の位置づけ

本計画は、「横浜市地域福祉保健計画」や「よこはま保健医療プラン」などの他の関係計画と調和を取りながら、高齢者の生活と、それを取り巻く地域を包括的に支える計画として定めています。



### (2) 計画期間

第9期計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年計画です。この計画に基づき、3か年の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の水準を決定します。



あなたのご意見をお寄せください。

この計画は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施、認知症施策の推進に関する総合的な計画として、3年ごとに策定しています。

この素案をもとに、ご意見やご提案をいただきながら、今年度中に計画を策定します。

計画へのご意見・ご提案などをお書きください。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

パブリックコメントを実施しています。  
皆様のご意見・ご提案をお寄せください。  
11月1日（水）～12月1日（金）

ご意見・ご提案の提出方法

この冊子の内容に対する皆様のご意見・ご提案を募集しています。  
次のいずれかの方法でご意見・ご提案をお寄せください。

郵便

⇒ 下記のハガキをご利用ください。

FAX

⇒ 045-550-3613

電子メール

⇒ kf-keikaku@city.yokohama.jp

携帯電話  
スマートフォン  
パソコン

⇒ 電子申請フォームをご利用ください。

(二次元コードまたは下記 URL からアクセスできます。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikhoushutsu-care/9kikeikaku.html>



差出有効期間  
令和5年12月  
28日まで  
(切手不要)

郵便はがき  
231-8790  
005

<受取人>

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局  
高齢健康福祉課 計画調整係 行

氏名

住所（居住区）

電話番号

年代      a.40歳未満      b.40～64歳  
              c.65～74歳      d.75歳以上

■ いただいたご意見等・個人情報に関するご案内

- ・ いただいたご意見等は、今後の計画策定や高齢者施策の参考とさせていただきます。
- ・ いただいたご意見等の概要と、それに対する横浜市の考え方をまとめ、後日、横浜市ホームページで公表します。ご意見等への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ・ ご意見等を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見等は受け付けておりません。
- ・ ご意見等の提出に伴い取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、「第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」策定に関する業務にのみ利用します。

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

TEL : 045-671-3412

FAX : 045-550-3613

E-mail : [kf-keikaku@city.yokohama.jp](mailto:kf-keikaku@city.yokohama.jp)

令和5年10月発行